

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条の6まで 略 (使用料の徴収)</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2 略 (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が都市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を</p>	<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略</p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条の6まで 略 (使用料の徴収)</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2 略 (使用料の減免)</p> <p>第9条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が都市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を</p>

改正後	改正前																								
<p>個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第10条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市都市公園条例別表第3第3号の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市都市公園条例第6条の2第3項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する盛岡市都南中央公園プールにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>(3) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が動物公園の動物展示施設を使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第10条から第17条まで 略 附 則 略</p>																								
<p>別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 盛岡市都南中央公園プールの使用料 ア 一般使用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">個人使用料 (1人1回につき)</th> <th style="text-align: center;">団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">450円</td> <td style="text-align: center;">310円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校生徒</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校生徒以下の者</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	一般	450円	310円	高等学校生徒	300円	210円	中学校生徒以下の者	150円	100円	<p>別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 盛岡市都南中央公園プールの使用料 ア 一般使用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">個人使用料 (1人1回につき)</th> <th style="text-align: center;">団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校生徒</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">140円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校生徒以下の者</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">70円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	一般	300円	210円	高等学校生徒	200円	140円	中学校生徒以下の者	100円	70円
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																							
一般	450円	310円																							
高等学校生徒	300円	210円																							
中学校生徒以下の者	150円	100円																							
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																							
一般	300円	210円																							
高等学校生徒	200円	140円																							
中学校生徒以下の者	100円	70円																							
<p>備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用す</p>	<p>備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用す</p>																								

改正後		改正前	
る。		る。	
イ 貸切使用の場合		イ 貸切使用の場合	
区分	使用料 (1時間までごとに)	区分	使用料 (1時間までごとに)
土曜日及び休日	9,750円	土曜日及び休日	6,500円
平日	7,500円	平日	5,000円
備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。		備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。	